

教育講演

子どもの非行化予防に役立つ社会性指導の実践

小栗正幸 (宮川医療少年院)

はじめに

この小論は、2008年9月に札幌市で開催された第55回日本小児保健学会での教育講演に基づくものであるが、当日割愛した部分も含めて、全体的に再構成されていることをお断りしておきたい。

I. 子どもへのアプローチ

子どもに非行がある場合、あるいは非行化の予防を考える場合には、伝統的に二種類のアプローチが行われてきた。

ひとつは、微視的アプローチと呼ばれるもので、子ども自身に働き掛けることによって、新しい行動や新しい社会的スキルを学習させようとするものである。

もうひとつは、巨視的アプローチと呼ばれるもので、子どもを取り巻く家族や、家庭、学校、職場、地域などへの働き掛けを通して、環境面から子どもを支えようとするものである。

この両者は、車の両輪に例えられるもので、双方がうまく機能していれば、子どもへの最も望ましい支援の実現につながるなど、ここであえて言うまでもないだろう。

ただ、とても残念なことであるが、非行のある子どもにかかわる仕事をしていると、この両者がうまく機能していない場面に遭遇することが多い。

例えば、学校の教師などからは、「子どもが非常に心配な状態なのに、家族の協力が得られない」という相談がよく寄せられる。ときには「とてもむずかしい家庭なので、学校としての

対応に行き詰まっている」といった嘆きが聞こえてくることも珍しくない。

そうした相談を受けたとき、筆者は次のように助言することがある。

「先生方のご苦労はよくわかりますが、家庭の中というものは、ある意味でブラックボックスのようなものだから、できないことにあくせくするより、もっと先生方の目の前にいる子どもへのアプローチを工夫してみませんか」と。

要するに、なかなか目の前に出てこない家族への対応にエネルギーを浪費したり、たまに出て来たと思ったら、言いたいことだけ言って、さっさと帰ってしまうような家族に神経をすり減らすより、目の前にいる子どもへのアプローチを積極化したほうが、生産的な場合もあるということだ。

そこで本小論では、直接観察可能な状態にある子どもへのアプローチについて、非行化を予防するための社会性の指導という観点から考えてみることにした。

II. 指導する場所

さて、子どもへの指導を考えるときには、指導効果を上げやすい場所と、上げにくい場所があることを知っておきたい。

まず、指導効果を上げやすい場所とは、今から指導しようとする子どもの行動が、自然に自発している場所のことである。

つまり、家庭のリビングで起こることはリビングで、勉強部屋で起こることは勉強部屋で、学校の教室で起こることは教室で、廊下や運動場で起こることは廊下や運動場で、要するに、

日常的な現実場面での働き掛けを工夫することが、効果的な指導につながるということである。

これに対して、指導対象とすべき子どもの行動が、自然に自発していない場所、例えば相談室とか、職員室とか、診察室など、換言すれば子どもにとって特別な場所で指導を行おうとしても、なかなか指導効果を上げにくいことがある。

つまり、問題行動が発現している子どもには、特別な場所で指導してもらったことを、普段の場所へ持ち帰って応用できるような、器用な子どもが少ないということを知っておくべきなのである。

もちろん、興奮して暴れているような子どもを、相談室などでクールダウンさせることは必要な指導である。しかしながら、子どもの興奮が収まったときには、冷静になれたことを十分評価したうえで、少しでも早く元の場所へ戻すようにしたい。

その一方で、仮に子どもが集団場面へ帰るのを嫌がるときには、その子どもの集団適応を支援する方法を考えておかないと、ますます子どもを集団場面から孤立させてしまう場合があるので、十分注意するようにしたい。

なぜなら、興奮状態にある子どもへの緊急避難的な対応は別にして、子どもをむやみに集団場面から引き離し、限定的な人間関係への適応に安住させてしまうと、そうした対応の中では、集団生活のスキルを育てることが、ますます困難になってしまうからである。

つまり、限定的な人間関係というものは、あまり社会的なものではないということなのである。

そもそも、われわれが子どもたちに学習させようとしていることは、限定的な人間関係に適応するスキルではなく、もっと社会生活に役立つスキルの獲得だということを理解しておく必要がある。換言すれば、知らない人に挨拶ができるか、必要なものを頼めるか、嫌なことは相手に不快感を与えず断ることができるか、何かをしてもらったときにお礼が言えるか、失敗したときに謝ることができるか、というスキルの獲得こそが求められるのであり、それをもっとも現実的かつ効果的に学習できるところが、子

どもたちにとって自然な生活場面であることを強調しておきたいのである。

Ⅲ. 約束履行の支援

非行化予防のための社会性指導を考えるときには、約束の履行という課題が重要な意味を持っている。

なぜならば、まず何といても、約束を守るということは、社会生活の基本中の基本であって、絶対に避けることのできない指導課題になるからである。

また、そもそも非行少年とは、約束を守れない子どもの代表者のようなもので、親子関係にしても、対教師関係にしても、友達関係にしても、彼らの約束不履行という問題行動が、ほとんどのトラブルの原因になっているからである。

これは少し考えれば納得していただけると思うが、ウソをつかない約束、朝になったら起きる約束、遅刻をしない約束、お金を使い過ぎない約束、夜遊びをしない約束、不良仲間と交際しない約束などなど、数え出したら際限がなくなってしまうのが、彼らの約束不履行の実態だからである。

だからこそ、約束履行という課題は、社会性指導の範囲を超えて、非行化予防にとっても不可避なテーマになるのだが、多くの約束破りを見直してみると、約束を守るとは全く子ども任せになっていて、約束破りが起こると、とたんに叱責のみが適用されている事例が多すぎるように思う。

つまり、子どもと約束をするということは、子どもに約束履行の練習をさせることなのだという視点を指導する側が持っているか否かが大切であり、要するに、子どもが約束を守るとか、守らないといったことの鍵は、少なくとも半分は指導者がにぎっていると考えていただきたいのである。

例えば、毎日ウソばかりついてきた子どもがいたとして、そういう子どもに「今日からはウソをつかないようにする」と約束させるだけでは、ほとんど意味がない。

そもそも、ウソつき少年には、必ずといってよいほど、友達関係や日常生活を維持するスキ

ルに問題があるので、その補強を行わずして、「ウソをつくな」はあまりにも無謀な約束になってしまうのである。

ただ、そうしたことはわかっていても、どうしても「ウソをつくな」と約束させたい場合を考えてみよう。

この約束がなかなか守れない理由は二つあって、ひとつは「ウソつき行動」に代わる社会的行動のレパートリー(スキル)が不足している場合が圧倒的に多いからである。もうひとつの理由は、こうした約束には、往々にして約束の期間が示されていないという、致命的な問題が関与する場合が多いということである。

要するに、子どもとの約束で必要なことは、まず前項で触れた子どもにとって自然な場所で、社会性を高める支援を行うことと、この約束はいつまで守るのかという、期間の設定だということを知っておいてほしい。

つまり守るべき期間を設けない約束など、「死ぬまで守れ」と言っているのに等しい乱暴なものだということをおわかり願いたいのである。

特に、問題行動がすでに起こりかけている子どもの場合には、約束履行期間は最長でも3週間以内にしておくことが望ましい。なぜならば、彼らには3週間以上先のことなど、非常にわかりにくくなってしまうことが多いからである。

したがって、約束の期間は、例えば1日とか3日とかから始めることをお勧めしたい。

約束期間満了の時点で、指導者がさらに期間を延長する必要性を認めるときには、子どもと話し合っただけで約束期間の更新を行うようにすればよい。ともかく子どもと約束を交わすときの鉄則は、先を見通しやすくすることと、約束の新鮮さを維持する工夫なのである。

しかも、こうした約束は口約束のみではなく、約束のための契約書を作るくらいの儀式化を行ったほうが、子どもは約束を守りやすくなる。つまり、「〇〇君は〇〇先生との間で、〇月〇日から〇月〇日までの間〇〇をしないこと(あるいは〇〇をすること)に同意した」という契約書である。

さて、約束の期限を決めただけでは、まだ何の支援も行われていない状態に近いので、ここからいよいよ子どもの約束履行を手助けする支

援に入るが、以下にその手順を示す。

例えば、学校で「ウソをつかない」という約束を子どもにさせる場合には、まず子どもの「ウソつき行動」がどの程度の頻度で起こっているのかを、数日間の行動観察によって確かめることから始める。その結果、例えば1日に2回程度はウソつき行動が発現していたとする。次にどの場面で最も多く「ウソつき行動」が起こるのかを調べてみる。その結果休み時間に多く発現することがわかったとする。

これだけのことがわかれば、例えば「ウソはつかない」という非常に抽象的な約束内容を、「休み時間にウソをつかない」と具体化できる。

次にウソをつかない約束をした子どもには、自分の行動をモニターさせ、休み時間にウソをつかなかったことを積極的に報告させるようにする。報告を受けた指導者は、即座に肯定的なフィードバックを返し、子どもの目の前で「約束カレンダー」などに約束が履行されていることを証明するしるしを付ける。例えばこのしるしが3ポイントたまったら、苦手な教科の宿題を3問免除するといった特典を与えてもよい。

反対に約束破りが起こったときの罰則も必要なので、あらかじめ子どもと話し合っただけで、例えば宿題3問増などを契約書に明記しておく。ただし、罰則には必ず「敗者復活戦のルール」を設けておくようにする。このルールを設けず、単純に罰則だけを与えるやり方は失敗する場合があるので注意したい。

ここでいう敗者復活戦のルールだが、例えば約束破りが起こったとき、子どもからウソをついてしまったことへの自己申告があれば、子どもに対してイエローカードを1枚切ることにする。自己申告のない状態でウソつき行動が発覚した場合には、イエローカードを2枚切るというルールを設けておく。要は、サッカーなどのルールと同じであり、イエローカードは例えば3枚までなら罰則は適用されないことを子どもとの話し合いで決め、それも契約書には明記されている。さらに、この子どものウソは、既述のように、1日に2回程度生起する可能性があったとして、例えば午前中にウソつき行動が発現したものの、午後には一度もウソをつかなかったときには、イエローカード1枚を指導者

に返却する。仮に2枚切られていた場合には、翌日の午前中にウソつき行動が発現しなければ、もう1枚も返却する。

イエローカードが3枚たまってしまうと、レッドカードになるので、例えば宿題が3問増えるという罰則適用も致し方ないが、ここでやっていることは、なるべく罰則に至らないようなルールを設け、あたかも子どもとゲームを楽しむようなやり方で約束履行を支援する方法である。

以上のような、約束を契約書に明記する方法は「行動契約」と呼ばれ、約束どおりにできたことを、子どもの方から報告する方法は「言行一致訓練」と呼ばれるものであるが、ともかく、子どもと約束を交わすときには、これくらいの支援は絶対に必要であり、それすら行わずに「子どもが約束を守らない」と嘆くのはいかなものであろうか。

おわりに

本小論では、非行化の予防に役立つ社会性指導の実際というテーマで、日常的な場面で行う指導法について解説してきた。

第55回大会での教育講演の中では、社会適応訓練(SST)のやり方についても若干触れたが、本小論では全体のまとまりに配慮して記載を省略してある。

いずれにしても、子どもの逸脱行動の予防と、社会性を育てるための指導は、切っても切れない関係があり、小児保健を専門としておられる先生方にも、今回ここで触れたような指導領域への関心を高めていただければありがたいところである。

文 献

- 1) ジェームズ・K・ルイセリー他編(園山繁樹他訳), 挑戦的行動の先行子操作, 二瓶社, 2006.
- 2) レイモンド・G・ミルテンバーガー著(園山繁樹ら訳), 行動変容法入門, 二瓶社, 2006.
- 3) 小栗正幸, (廣井亮一編), 加害者臨床, 発達障害と矯正教育, 現代のエスプリ, 至文堂 2008; 491: 140-148.
- 4) 小栗正幸, 発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート⑥, 少年非行と二次障害, 月刊実践障害児教育10月号, 学研, 2008; 38-43.